

## 摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築主等に対し狭あい道路の拡幅整備等に係る費用を助成することにより、市民生活の利便性の向上、良好な居住環境の形成及び災害時における安全確保に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路有効幅員が4メートル未満の道路のうち、市道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路をいう。）、法定外道路（摂津市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年摂津市条例第30号）第2条に規定する道路をいう。）及び市長が地域の生活環境を改善するため特に必要と認める道路をいう。
- (2) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置指定を受けようとする行為をいう。
- (3) 建築行為 法第2条第13号、第14号及び第15号に規定する行為をいう。
- (4) 後退用地 敷地境界線と狭あい道路の中心線から水平距離2.4メートルの線又は敷地境界線と狭あい道路の対側境界線から水平距離4.4メートルの線との間に存在する土地（側溝を含む。）をいう。
- (5) 隅切り用地 大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）第5条の規定により角敷地（敷地の二方又は三方が道路に接し、当該道路等のいずれかが狭あい道路である敷地をいう。）の建築制限を受ける部分の土地（側溝を含む。）をいう。
- (6) 拡幅用地 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (7) 整備 拡幅用地を一般の通行の用に供するために、拡幅用地に存在する建築物に附属する門、塀又は擁壁等を除去し、側溝を築造し及び舗装を行い、通行に支障のない状態にすることをいう。
- (8) 建築主等 狭あい道路に接する土地において開発行為又は建築行為をする者（土地の所有者、管理者又は占有者を含む。）及び拡幅用地について、この要綱に定める整備を行う者をいう。
- (9) 分筆 拡幅用地を公衆用道路として登記するため建築敷地から分割し、地目変更することをいう。
- (10) 寄附 建築主等が拡幅用地の整備を行い、これを分筆し、市に所有権を移転することをいう。
- (11) 無償使用 建築主等が拡幅用地の所有権を保有し、整備を行い、市道等として市が無償で使用し、又は維持管理することをいう。

(助成金又は奨励金の対象)

第3条 市長は、拡幅用地の寄附を行う目的で測量分筆登記及び道路の拡幅整備を行った建築主等を対象としてその費用を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、拡幅用地について、無償使用契約を締結し、測量分筆登記及び道路の拡幅整備等の費用の一部を助成するものとする。

3 市長は、法第42条に規定する道路と法第43条第2項第2号の規定による許可に係る通路（以下「通路」という。）に2以上接する敷地で、通り抜けができる通路を拡幅整備する費用を助成するものとする。ただし、角敷地にあつては隅切り用地内に建築物及び工作物を建築しない場合で、かつ、通り抜けができる通路であることに限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表第1及び別表第2により算出した額の範囲内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この要綱又は他の制度に基づき同種の助成を受けたことがあるときは、助成金の額を減額することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備等助成金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 摂津市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱第4条第1項の事前協議書の写し

(2) 位置図

(3) 拡幅用地の現況を示す図面及び写真

(4) 狭あい道路整備計画を示す図面（平面図、断面図等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、同項に掲げる書類の一部を添付しないことができる。

(助成金の受理決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成対象に該当するときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等申請受理決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「被交付者」という。）は、

狭あい道路拡幅整備等助成金等の申請内容を変更する必要があるときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の額）

第8条 奨励金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

（奨励金の交付申請）

第9条 奨励金の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備等助成金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 摂津市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱第4条第1項の事前協議書の写し

(2) 位置図

(3) 拡幅用地の現況を示す図面及び写真

(4) 狭あい道路整備計画を示す図面（平面図、断面図等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、同項に掲げる書類の一部を添付しないことができる。

（奨励金の受理決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付対象に該当するときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等申請受理決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の変更交付申請）

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「被交付者」という。）は、狭あい道路拡幅整備等奨励金等の申請内容を変更する必要があるときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（検査）

第12条 被交付者は、拡幅整備等が完了したときは、狭あい道路拡幅整備等完了報告書（様式第4号）に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 第3条第1項及び第3項の規定による助成の場合

ア 拡幅整備等に要した費用及び支払額等を証する書類

- イ 用地寄附申出書に記載する登記に必要な書類
- (2) 第3条第2項の規定による助成の場合
  - ア 拡幅整備等に要した費用及び支払額等を証する書類
  - イ 土地使用貸借契約書
  - ウ 地積図又は求積図
  - エ 土地登記簿謄本等関係書類

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による検査の結果が適正と認めるときは、当該提出者に狭あい道路拡幅整備等助成金等交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 被交付者は前項の規定による通知を受けたときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等請求書(様式第6号)により助成金の交付を市長に請求しなければならない。

(奨励金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定による検査の結果が適正と認めるときは、当該提出者に狭あい道路拡幅整備等助成金等交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 被交付者は前項の規定による通知を受けたときは、狭あい道路拡幅整備等助成金等請求書(様式第6号)により奨励金の交付を市長に請求しなければならない。

(受理決定の取り消し等)

第15条 市長は、被交付者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金又は奨励金の申請の受理決定を取り消し、既に助成金又は奨励金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により申請したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた新要綱第6条の規定による受理決定に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた改正前の摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第6条の規定による交付決定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた新要綱第4条の規定による助成金の額について適用し、同日前に行われた改正前の摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第4条の規定による助成金の額については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

助成金の標準単価

助成区分		標準単価	備考	
測量	分筆登記等に係る費用	1件につき500,000円		
整備	舗装工事費	1㎡につき 11,000円		
	L型側溝工事費	1mにつき 16,000円		
	U型側溝工事費	1mにつき 23,000円		
	集水枡(L型)工事費	取付管あり		1箇所につき 96,000円
		取付管なし		1箇所につき 46,000円
	集水枡(U型)工事費	取付管あり		1箇所につき 105,000円
		取付管なし		1箇所につき 55,000円
工作物の撤去又は新設	門扉・フェンス等の撤去新設費用	1箇所につき上限 200,000円		

- 備考
1. 舗装面積、側溝延長等の数値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  2. 舗装工事の路盤は再生粒度調整碎石(RM-25) t=20cm、舗装は再生密粒度アスファルトコンクリート(As) t=5cmとする。
  3. 側溝及び集水枡の構造は摂津市開発協議基準(平成25年5月1日制定)に基づく。
  4. 取付管は塩化ビニル管VUφ150mmとし、集水枡から本管までとする。

別表第2(第4条関係)

助成率

区 分	分筆登記	舗装整備	側溝整備	管渠整備
1 道路部分及び側溝部分の全て寄附	分筆登記費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)
2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約	分筆登記費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)
3 道路部分の寄附及び側溝部分の自主管理		標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(1/2)	標準工事費 ×(1/2)
4 道路部分及び側溝部分の全て無償使用契約		標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)
5 道路部分の無償使用契約及び側溝部分の自主管理		標準工事費 ×(10/10)	標準工事費 ×(1/2)	標準工事費 ×(1/2)

備考1. 標準工事費は、標準単価に数量を乗じて得た額又は見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額により算定する。

2. 舗装面積、側溝築造等の数値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3. 分筆登記費は、標準単価と見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額とする。2件以上の場合は、標準単価に件数を乗じて得た額又は見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額とする。

別表第3（第8条関係）

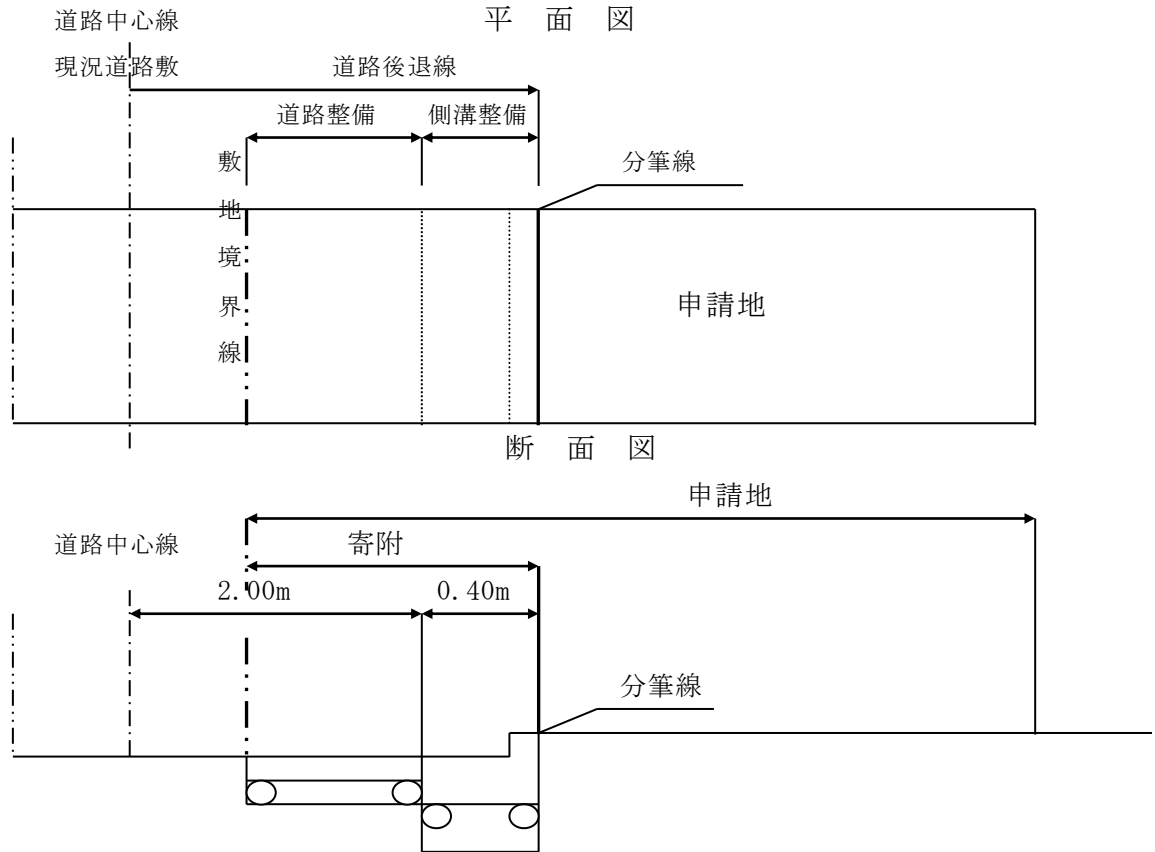
区分	奨励金額
法第42条第2項に規定する道路等又は法第43条第2項第2号の規定による許可に係る通路に接している後退用地を2面以上寄附した場合	それぞれの後退用地が接する道路等の固定資産税路線価に、それぞれの後退用地の面積を乗じた額
隅切り用地を寄附した場合	当該隅切り用地が接する道路の固定資産税路線価の平均額に隅切り用地の面積を乗じた額
建築主等が、開発行為又は建築行為を行う敷地まで至る狭あい道路を拡幅整備する場合で、狭あい道路整備に寄与するものと市長が認めるものを施行した場合	それぞれの後退用地が接する道路等の固定資産税路線価の額にそれぞれの後退用地の面積を乗じた額とし、現に道路として使用されている部分については、固定資産税路線価の額に10分の1を乗じた額に後退用地の面積を乗じた額

備考1. この表における面積の単位は、平方メートルとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

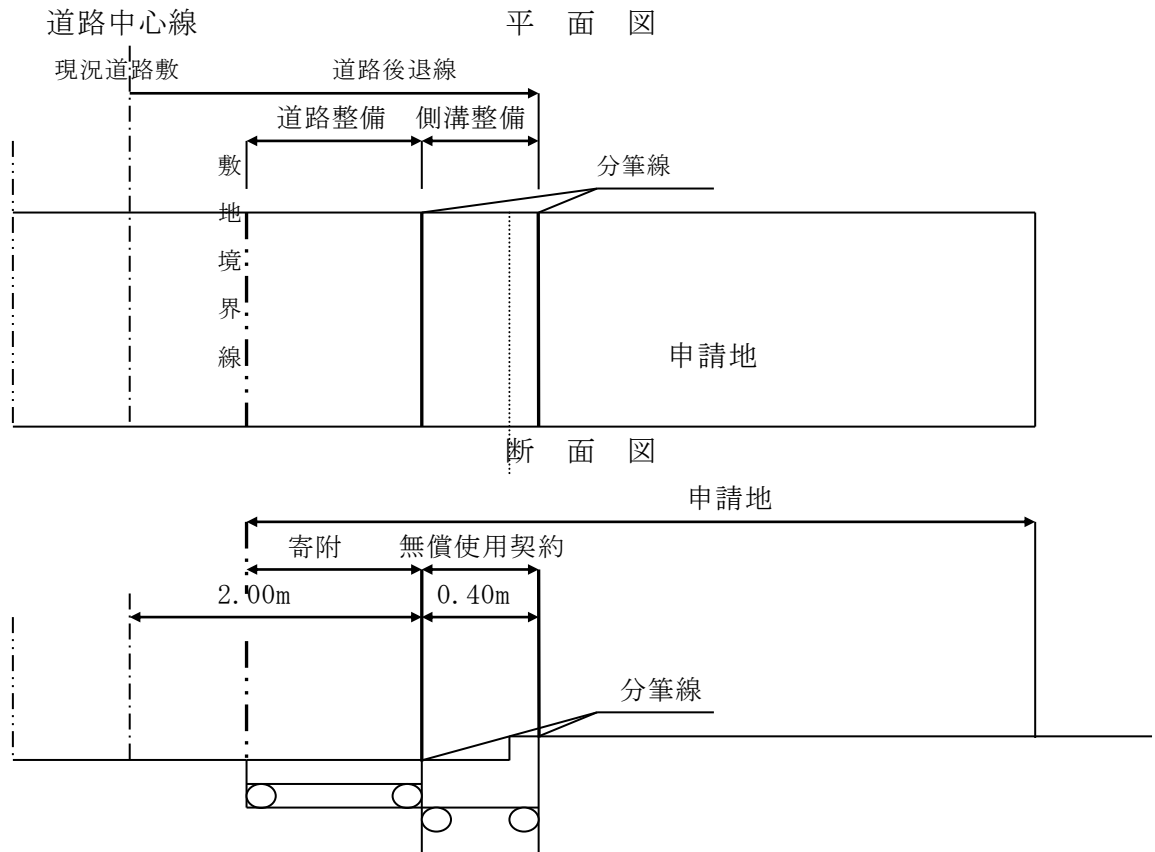
2. この表の区分の欄に定める場合の区分に応じて、それぞれ同表奨励金額の欄に定める計算方法により算出された額（以下「算出された額」という。）に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。



1 道路部分及び側溝部分の全て寄附

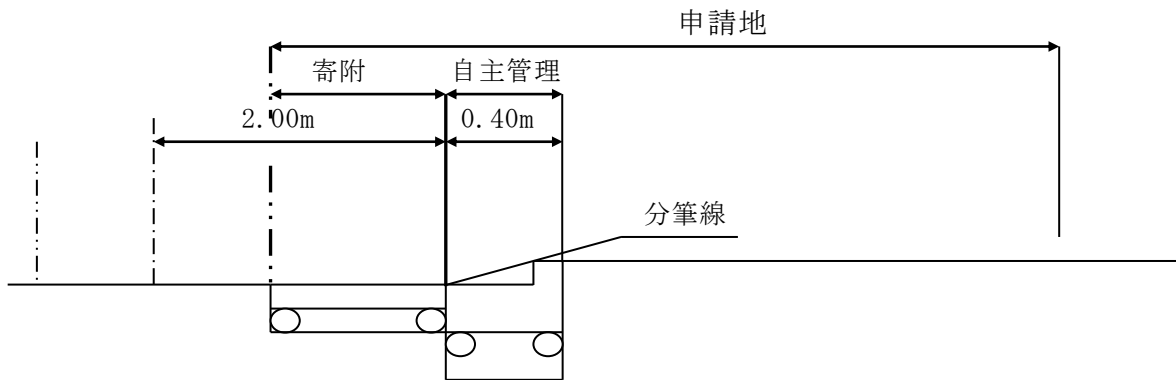
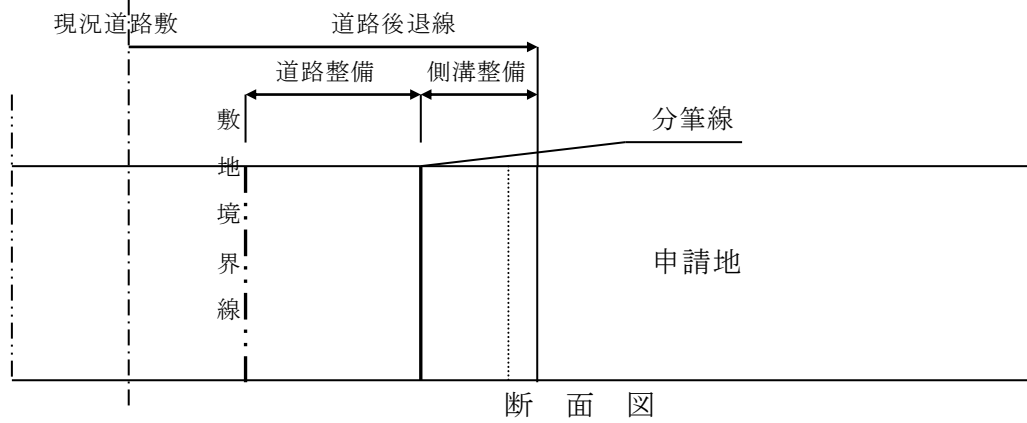


2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約



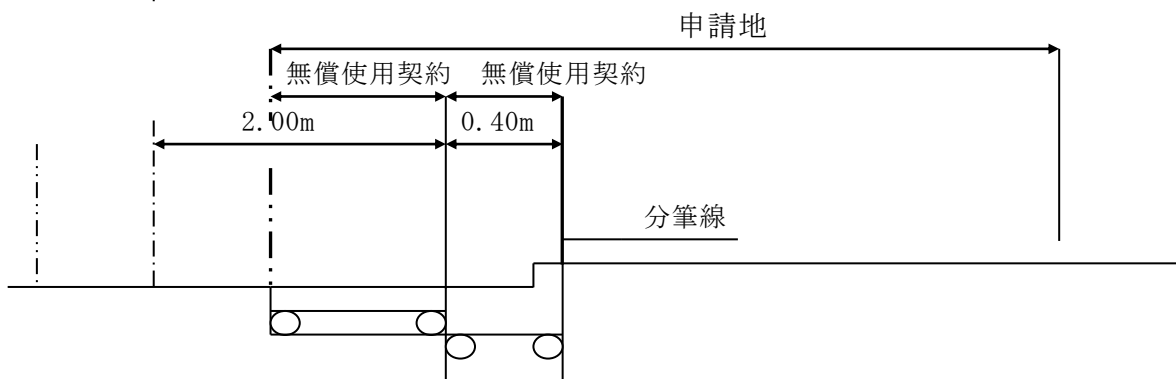
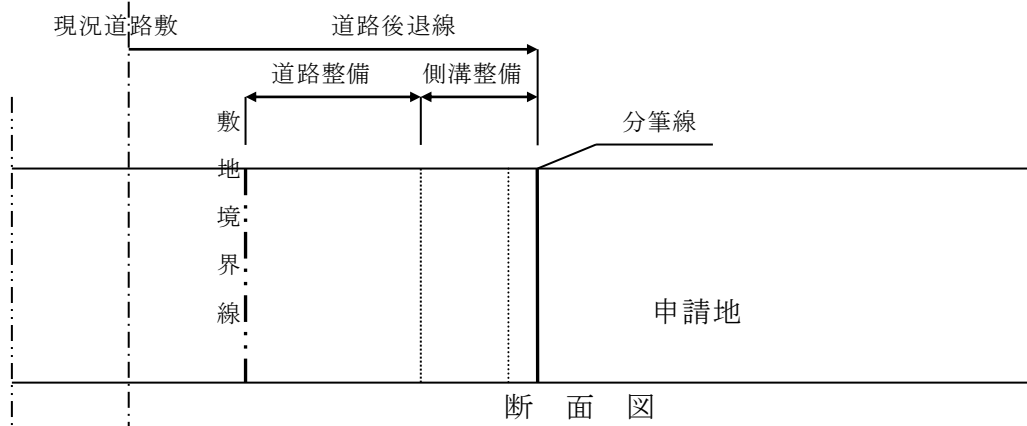
### 3 道路部分の寄附及び側溝部分の自主管理

道路中心線 平面図



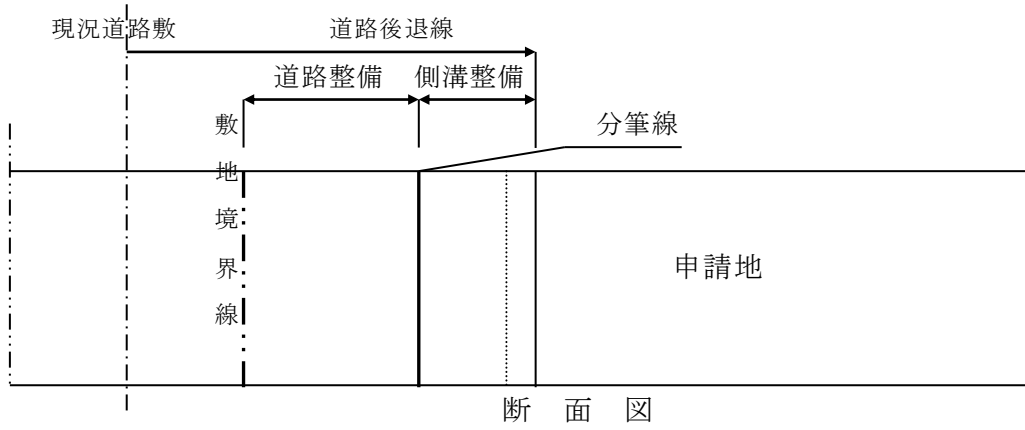
### 4 道路部分及び側溝部分の全て無償使用契約

道路中心線 平面図

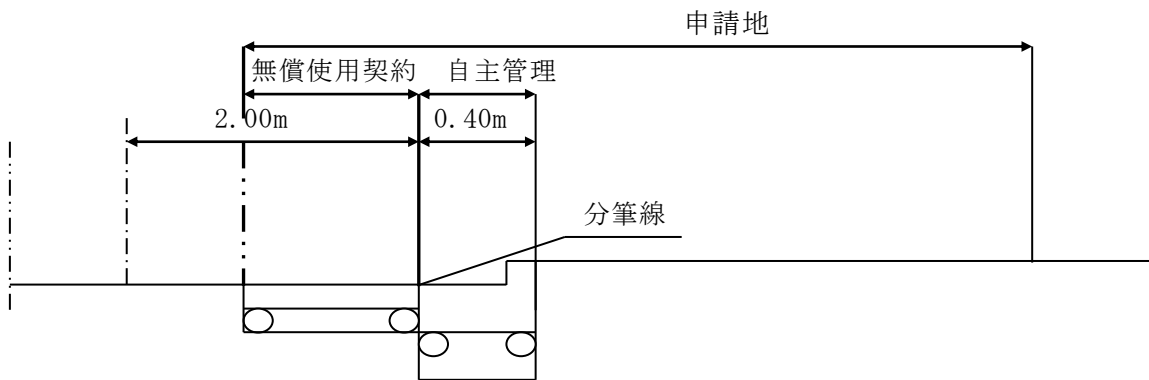


5 道路部分の無償使用契約及び側溝部分の自主管理

道路中心線 平面図



断面図



様式第 1 号

狭あい道路拡幅整備等助成金等交付申請書

令和 年 月 日

摂津市長

様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

狭あい道路整備等助成金又は奨励金の交付を受けたいので、摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第 5 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、助成金の交付を申請します。

記

申請地番	摂津市
申請地の面積	m <sup>2</sup>
前面道路の種類	1 市道 号線 2 法定外公共物 3 その他
整備の内容	道路 m <sup>2</sup> 、側溝 m、隅切り用地 m <sup>2</sup>
助成の内容 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 測量業務 (分筆登記等) 2 舗装工事 3 側溝工事 (L型側溝 U型側溝) 4 集水樹工事 (取付管工事 有・無) 5 工作物の撤去新設
助成金の区分 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 道路部分及び側溝部分の全て寄附 2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約 3 道路部分の寄附及び側溝部分の自主管理 4 道路部分及び側溝部分の全て無償使用契約 5 道路部分の無償使用契約及び側溝部分の自主管理 6 工作物の撤去新設
奨励金の区分 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 法第 4 2 条第 2 項に規定する道路等又は法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可に係る通路に接している後退用地を 2 面以上寄附 2 隅切り用地を寄附 3 建築主等が、開発行為又は建築行為を行う敷地まで至る狭あい道路を拡幅整備
予定工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日
添付書類	事前協議書の写し・位置図・拡幅用地の現況を示す図面及び写真・狭あい道路整備計画を示す図書 (平面図・断面図等)・その他市長が必要と認める書類 ( )

助成金又は奨励金交付申請額の内訳表

区 分		数 量	単 位	単 価	申 請 額	助成率	助成等額	備 考
測 量 業 務	分筆登記 などの費用		式	円	円	%	円	
	小 計							
整 備 工 事	舗装工事		m <sup>2</sup>					
	側溝(L型) 工事		m					
	側溝(U型) 工事		m					
	集水桧工 事(取付管 あり)		箇所					
	集水桧工 事(取付管 なし)		箇所					
	工作物の 撤去新設		箇所					
	後退用地を 2面以上の 寄附		m <sup>2</sup>					
	隅切り用地 の寄附		m <sup>2</sup>					
	至る狭あい 道路整備 の後退用 地		m <sup>2</sup>					
	至る狭あい 道路整備 の後退用 地(現道)		m <sup>2</sup>					
	小 計							
合 計 金 額								

様

撰津市長

狭あい道路拡幅整備等助成金等申請受理決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった狭あい道路拡幅整備等助成金又は奨励金の交付について下記のとおり受理することに決定したので、撰津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第 6 条又は第 10 条の規定に基づき通知します。

記

受 理 番 号		
受理決定者	住所	
	氏名	
助成金の区分		1 道路部分及び側溝部分の全て寄附 2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約 3 道路部分の寄附及び側溝部分の自主管理 4 道路部分及び側溝部分の全て無償使用契約 5 道路部分の無償使用契約及び側溝部分の自主管理 6 工作物の撤去新設
奨励金の区分		1 法第 4 2 条第 2 項に規定する道路等又は法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可に係る通路に接している後退用地を 2 面以上寄附 2 隅切り用地を寄附 3 建築主等が、開発行為又は建築行為を行う敷地まで至る狭あい道路を拡幅整備

様式第 3 号

狭あい道路拡幅整備等助成金等交付変更申請書

令和 年 月 日

摂津市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

令和 年 月 日付けで提出した狭あい道路拡幅整備等助成金等交付申請書の内容を下記のとおり変更したいので、摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第 7 条又は第 11 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請地番	摂津市
申請地の面積	m <sup>2</sup>
前面道路の種類	1 市道 号線 2 法定外公共物 3 その他
整備の内容	道路 m <sup>2</sup> 、側溝 m、隅切り用地 m <sup>2</sup>
助成の内容 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 測量業務 (分筆登記等) 2 舗装工事 3 側溝工事 (L型側溝 U型側溝) 4 集水桝工事 (取付管工事 有・無) 5 工作物の撤去新設
助成金の区分 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 道路部分及び側溝部分の全て寄附 2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約 3 道路部分の寄附及び側溝部分の自主管理 4 道路部分及び側溝部分の全て無償使用契約 5 道路部分の無償使用契約及び側溝部分の自主管理 6 工作物の撤去新設
奨励金の区分 (該当の項目に○印をつけてください。)	1 法第 42 条第 2 項に規定する道路等又は法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可に係る通路に接している後退用地を 2 面以上寄附 2 隅切り用地を寄附 3 建築主等が、開発行為又は建築行為を行う敷地まで至る狭あい道路を拡幅整備

助成金又は奨励金変更交付申請額の内訳表

区 分		数 量	単 位	単 価	申 請 額	助成率	助成等額	備 考
測 量 業 務	分筆登記 などの費用		式	円	円	%	円	
	小 計							
整 備 工 事	舗装工事		m <sup>2</sup>					
	側溝(L型) 工事		m					
	側溝(U型) 工事		m					
	集水桝工 事(取付管 あり)		箇所					
	集水桝工 事(取付管 なし)		箇所					
	工作物の 撤去新設		箇所					
	後退用地を 2面以上の 寄附		m <sup>2</sup>					
	隅切り用地 の寄附		m <sup>2</sup>					
	至る狭あい 道路整備 の後退用 地		m <sup>2</sup>					
	至る狭あい 道路整備 の後退用 地(現道)		m <sup>2</sup>					
	小 計							
合 計 金 額								



様式第4号

狭あい道路拡幅整備等完了報告書

令和 年 月 日

摂津市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

令和 年 月 日付摂建道管第 号により助成金又は奨励金の申請の受理決定通知があった拡幅整備工事が完了したので、摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

申請地番	摂津市
整備期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
完了日	令和 年 月 日
事業費	内訳 測量費(分筆・登記) 円 整備工事費 円
事業内容	測量等 内訳 分筆 m <sup>2</sup> 登記 m <sup>2</sup> 整備 内訳 舗装面積 m <sup>2</sup> 側溝延長 m 集水枿 箇所 工作物 箇所 後退用地寄附 内訳 2面以上後退 m <sup>2</sup> 隅切り用地 m <sup>2</sup> 至る狭あい道路 m <sup>2</sup> 至る狭あい道路現道 m <sup>2</sup>
添付書類	位置図、平面図、断面図、道路構造図、地籍図又は求積図、写真、拡幅整備等に要した費用及び支払額を証する書類(見積書、請求書及び領収書等)

様式第 5 号

撰〇〇第 号  
令和 年 月 日

様

撰津市長

### 狭あい道路拡幅整備等助成金等交付決定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった狭あい道路拡幅整備等完了報告書を審査した結果、狭あい道路拡幅整備等助成金等の交付金額が決定したので、撰津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱第 13 条第 1 項及び第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

助成金の額 \_\_\_\_\_ 円

奨励金の額 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号

狭あい道路拡幅整備等助成金等請求書

令和 年 月 日

摂津市長 様

請求者 住 所

氏 名 ⑩

金 額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、狭あい道路拡幅整備等助成金又は奨励金

上記の金額を請求します。

助成金又は奨励金は、下記の口座へ振り込んでください。

金融機関	銀行・信用金庫 支店
口座名	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

# 土地 使用 貸借 契約 書

摂津市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、  
摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱(平成20年摂土道第  
1213号)第3条第2項の規定に基づき、土地を使用貸借することについて、  
次のとおり契約を締結する。

(使用物件)

第1条 乙は、その所有する次に表示の土地(以下「土地」という。)を甲に無償で貸し付け、甲はこれを借り受ける。

所在地	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考

(用途)

第2条 甲は、土地を道路法(昭和27年法律第180号)第3条又は摂津市法定  
外公共物の管理に関する条例(平成16年摂津市条例第30号。以下「条例」  
という。)第2条に規定する道路の敷地として使用し、それ以外の用途には  
使用しないものとする。

(使用貸借の期間)

第3条 使用貸借の期間は、本契約の締結の日から土地を前条の用途に使用し  
なくなる日までとする。

(権利の譲渡の禁止)

第4条 甲は、本契約により生ずる貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。  
ただし、乙の承認を得た場合は、この限りでない。

(貸借物件の譲渡時の措置)

第5条 乙は、貸借期間中に土地を第三者に譲渡するときは、あらかじめ甲の  
同意を得た上、当該第三者に本契約に定める甲の権利及び義務を承継させな  
なければならない。

(私権の制限)

第6条 乙は、土地について道路法及び条例に基づく私権の制限を受けること  
を承諾するものとする。

(使用上の権限)

第7条 土地内の占用物件について、甲は、摂津市道路占用規則(平成12年摂  
津市規則第22号)等に基づき処理するものとし、乙はその処理を承諾するも  
のとする。

(維持管理等)

第8条 土地の維持、管理等に要する費用は、甲が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 乙は、甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還)

第10条 甲は、土地の貸借期間が満了したとき又は前条の規定により本契約を解除されたときは、甲の費用をもって土地を原状に回復して乙に返還しなければならない。ただし、乙が認める場合は、この限りでない。

(信義則)

第11条 甲と乙とは、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 摂津市三島1丁目1番1号  
摂津市  
代表者 摂津市長

乙 住所  
氏名

印

作成例

狭あい道路拡幅整備等に係る工事費見積書

令和 年 月 日

様

業者名

印

摂津市

地内

様宅の狭あい道

路拡幅整備等工事の費用について、次のとおり見積りします。

金額 \_\_\_\_\_ 円

添付 見積内訳

## 見積内訳

区 分		規格・形状	数 量	単 位	単 価	金 額
測 量 業 務	分筆登記な どの費用			式	円	円
	小 計					
拡 幅 整 備 工 事	舗装工事			m <sup>2</sup>		
	側溝工事			m		
	集水柵(取付 管あり)工事			箇所		
	集水柵(取付 管なし)工事			箇所		
	小 計					
諸 経 費						
合 計						

(参 考)

狭あい道路拡幅整備等に係る工事費請求書

令和 年 月 日

様

業者名

印

摂津市 地内で施行した狭あい道路拡幅整備  
工事等の費用について、次のとおり請求します。

金額 \_\_\_\_\_ 円

添付 請求内訳



請求内訳

区 分		規格・形状	数 量	単 位	単 価	金 額
測 量 業 務	分筆登記な どの費用			式		
	小 計					
拡 幅 整 備 工 事	舗装工事			m <sup>2</sup>		
	側溝工事			m		
	集水桝(取付 管あり)工事			箇所		
	集水桝(取付 管なし)工事			箇所		
	小 計					
諸 経 費						
合 計						